

桜井 区画整理ニュース

vol.40

2015年10月



平成28年3月完成予定
金政公園のイメージ図及びイメージ写真です。

開放感のある広場

多目的ゾーン
芝生広場

トイレ

東屋

児童・幼児ゾーン

シンボルゾーン

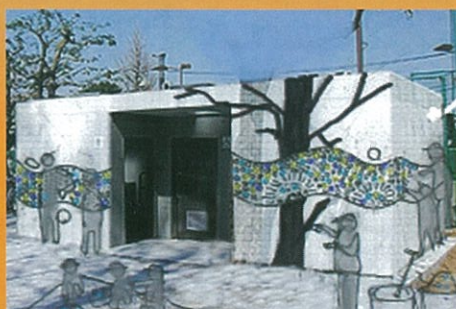
遊具の王道ブランコ・滑り台

明治用水のせせらぎをデザインしたトイレやネット遊具

あこがれタウン
さくらい

21世紀の安城市の拠点づくり

安城市



区画整理事業地区内の公園の整備状況

※将来の設計図ですので、まだ道路や造成等の出来ていない箇所があります。

いろいろな公園を
楽しみませんか。

桜井駅西公園 (面積: 0.75ha)

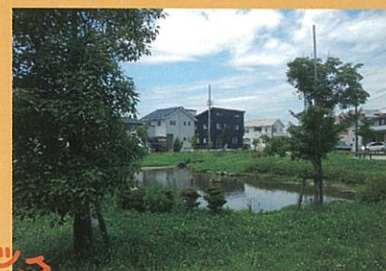


健康遊具

桜西公園予定地 (面積: 0.18ha)

桜井稲荷西公園予定地 (面積: 0.25ha)

姫西せせらぎ公園 (面積: 0.25ha)



用水のせせらぎ

金政公園予定地 (面積: 0.17ha)
平成27年度整備予定 (表紙)

ふれあい城西公園 (面積: 0.20ha)



瓦屋根のトイレ

西町公園予定地 (面積: 0.20ha)

桜井駅前公園 (面積: 0.80ha)



へびの口の滑り台

とうみづか公園 (面積: 0.25ha)



スリルある滑り台

桜井南公園 (面積: 1.10ha)



広い芝生広場

凡 例

- は、整備済の公園です。
- は、公園の予定地です。

公園Q&A

Q. 公園内のレイアウトなどは、どのように
してできたのですか？

A. 公園は、地域みなさんにより親しんでもらうために、地域みなさんに意見交換会(ワークショップ)に参加をしていただきました。そこで公園に必要な施設やレイアウトなどについて意見を聞き、その内容を反映させるようにレイアウトをつくりました。

Q. 公園のグラウンドを利用したいのですが、
どうしたらよいですか？

A. 個人的に利用する場合は、公園緑地課に申込みの必要はありません。子ども会等団体で利用される場合は、公園緑地課に利用の申込みをしてください。
詳しくは、公園緑地課にお問い合わせいただくか、安城市公式ウェブサイト「望遠郷」をご覧ください。

公園利用者の声

桜井地区には、ソフトボールの練習をするための広場がありましたが、住宅開発等に伴い広場も少なくなり、普段の練習場所に困っていました。しかし、区画整理事業により桜井南公園、桜井駅西公園に新たにグラウンドが整備されましたので、大変助かっています。(西町子ども会関係者)

公園利用上の注意

- 路上駐車はおやめください。
- 騒音はひかえていただき、周辺住民に迷惑をかけないようにお願いします。
- グラウンド利用申込みは独占利用の許可を意味するものではありません。
みんなの公園ですから他に利用したい方がいる場合は、譲り合って利用するように努めてください。

【公園についての問い合わせ先】

公園緑地課公園整備係 (直通 0566-71-2244)

仮換地課税のお知らせ

使用収益が開始された仮換地（移転先が使用できる土地）及び引き渡しされた保留地については、それぞれの土地の状況に応じて固定資産税及び都市計画税を課税しています。これを「仮換地課税」といいます。

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の土地の状況により課税しています。

平成28年1月1日現在において、新たに使用収益が開始された仮換地及び引き渡しされた保留地については、平成28年度から仮換地課税に移行します。

なお、移転先が使用できない土地は、これまでどおり登記簿等に基づいて課税します。

【仮換地課税の問い合わせ先】

資産税課土地係 （直通 0566-71-2256）

【仮換地・保留地の問い合わせ先】

区画整理課桜井換地係 （直通 0566-71-2261）

区画整理 進捗状況

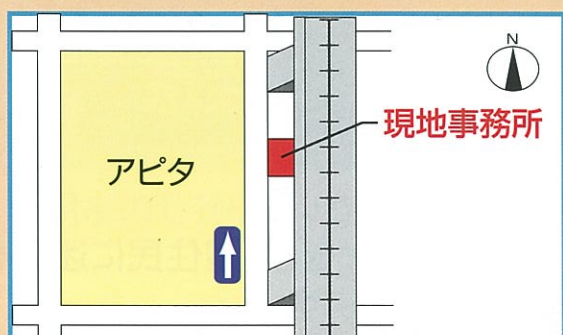
平成27年7月末時点

道路築造率：	69.6%
家屋移転率：	65.6%
使用収益開始率：	48.9%
保留地分譲率：	30.2%

区画整理事業では、地区内の土地所有者の方々から少しずつ土地を提供していただき、道路や公園などの整備を行うほか、保留地（宅地）を整備し、希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費など事業進捗のための整備費用は、国や県からの補助金や市費のほか保留地を分譲した収入などを財源としています。

桜井現地事務所を 開設しています



毎週月曜日（祝日、年末年始を除く）は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。

予約は不要です。区画整理事業に関するご質問、ご相談等がありましたら、お気軽にお越しください。

（担当職員は当番制となります。）

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。

ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時：毎週月曜日（祝日、年末年始を除く）

午後1時～午後4時

所在地：安城市桜井町貝戸尻28番地

電話：(0566)99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部 区画整理課

TEL (0566) 76-1111（代表）

TEL (0566) 71-2261（直通）

市民とともに育む

環境首都

安城



不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。



環境にやさしい植物油
インキを使用しています。